

Money&Investment

は、代表の寺西が取材を受けた部分です。

「近い将来実現しそうな相続税の課税強化に備えて、普通の人が利用しやすい対策の一つが贈与だろう。ただ、本人は正しく贈与したつもりでいながら、相続が発生した段階で税務署から認められなければならないことも多い。贈与を確実に成立させるには、うまく活用する」
 ツを探ってみよう。

「預貯金の残高を見ながら、これからの嫁いだ娘さんに贈与を続けるつもり」。三重県で不動産賃貸業を営む山本一さん(仮名、69)はこう話す。2008年と09年、2人の娘に対して1回につき100万円ずつを現金で渡した。3人の子どものうち長男に家業を継がせ、娘2人には貸家1軒ずつと預貯金を渡すつもりで、残高を贈与で調整しているという。契約書は作っていないが、娘には確定申告しておくように話した。

年110万円は非課税
 山本さんが活用しているのは暦年贈与。贈与を受ける人1人あたり、1年間に基礎控除額の110万円までなら課税されない。

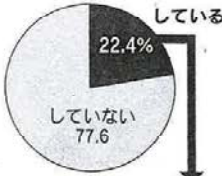
長女は贈与された120万円から基礎控除額を引いた10万円に対して、10%(1万円)を贈与税として支払う。納税すれば贈与の証拠になるからと、あえて少額を納税する金額を与えた。

山本さんのように贈与を相続対策と考える人は多い。信託協会の調査によると、財産を残す立場で相続対策をしている人のうち、贈与を挙げた回答者が59%に達した。

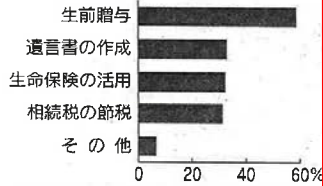
だが相続問題に詳しい寺西雅行税理士は「納税が必ずしも贈与を担保するものではない。まずは贈与を正しく理解しよう」と注意を促している。

生前贈与は「形」を残す

A 残す立場で相続対策している人は約2割



B 残す立場の人はどんな対策をしているか(複数回答)



(注)信託協会が2012年8月にまとめた「相続に関する意識調査」より、50歳以上の既婚者が対象、全体の回答数は3998



C 名義預金と指摘されないために、こんな形跡を残そう

- 口座開設時に名義人が署名する
- 銀行への届け出印を名義人本人が使っている
- 名義人が自ら住所氏名の変更などをする
- 通帳や印鑑、キャッシュカードなどは名義人が管理
- 名義人が入出金している
- 名義人が通帳に使い道などの書き込みをする
- 自署による贈与契約書を作成しておく
- 贈与者の手書きの日記やメモに贈与の意思が読み取れる
- 贈与税の申告と納税は名義人がしている

中にはこんな事例も...

- 親が子の給与振り込み口座に贈与金を振り込んだ**
 - もとの残高と合算されてもよい。「運用している主体が子で、贈与済みだと明確になる」(寺西さん)
- 親が子に預金口座を作って贈与。その口座のキャッシュカードで子どもが転勤先で1度出金した。**
 - 出金当時、高齢だった親は寝たきり。遠方の子の転勤先に行ける状態ではなく利用者は子だと判断してもらえた
- 定期預金を親が子の名義で作成し、印鑑も作った。自動更新で一度も出金していない**
 - × 定期預金は出入金が少なく運用主体の形跡がわかりにくい。贈与契約書などがないと贈与済みと判断されにくい

(注)税理士、寺西雅行氏の話などをもとに作成。事例は同じようなケースだからといって必ずしも同じ結果になるとは限らない

相続税 賢く減らそう

「贈与を担保するものではない。まずは贈与を正しく理解しよう」と寺西氏は注意を促している。

守る 継ぐ

「解する必要がある」と寺西氏。側「もらった」という認識が必要だ。もらった人が自分で財産を管理し、後に立証できる形跡があることが重要とされる。形式上は子供などあり、「一つでも欠けると認められない」(寺西氏)。相続発生時には贈った人の意思を確認できない。子どもがもつた主張して、税務署から「借りただけ」として否認される可能性がある。

「多くの相手に」「早くから」が重要

「よ」と反論されかねない。贈与するときに証拠を残しておかないと、おぼろげな証言で争われる可能性がある。寺西氏は「通帳の署名や住所変更などに子どもの自筆」「贈与申告」「贈与契約書」など贈与が確認できる項目を挙げる(表参照)。作成した贈与の契約書を公証役場に持っていく。1件700円で確定日付を付与してもらえば、贈与を受けた日時がはっきりする。

夫婦間でも可能
 大きな金額を移せる贈与税の配偶者控除(おしり贈与)も検討しよう。対象は配偶者に限られるが、自宅が購入資金のうち20万円、基礎控除と合わせて210万円まで無税で贈与が受けられる。ただし婚姻期間が20年以上で、同じ配偶者からは一生に1度だけという条件がある。

「相続財産を減らす目的で暦年贈与の非課税枠を使うなら、早くからコツコツと、たくさんの人に渡した方がいい」。東京・新大塚の村岡清樹税理士は指摘する。亡くなる日までの3年以内に相続または遺贈を受ける人への贈与は、すべて相続財産に合算される。子どもも配偶者など相続人以外は適用されない。早くから大勢に使うのが賢明だ。

「この贈与は成立しているのでしょうか?。不安を抱えて相続セミナーなどを訪れる年配の親が増えている。何年も前から贈与しているつもりの子どもの名義の通帳を握りしめ、専門家などに尋ねるものの、名義預金とみなされるケースがほとんどです。」「村岡氏は「その場合、住宅取得資金として贈与するのが資産承継について紹介する。次回も贈与の形をどうするかを詳しく紹介する。」